

# 御幸町図書館 データベース活用事例

## テーマ

法令の条文中に、「ただし、法令の定める・・・」や「〇〇省令の定める・・・」という記載がある場合、その法令や省令などの調べ方を知りたい。

## 使用するデータベース

法情報総合データベース「D1-Law.com (ディーワンロー・ドットコム)」  
(提供：第一法規株式会社)

## 使い方

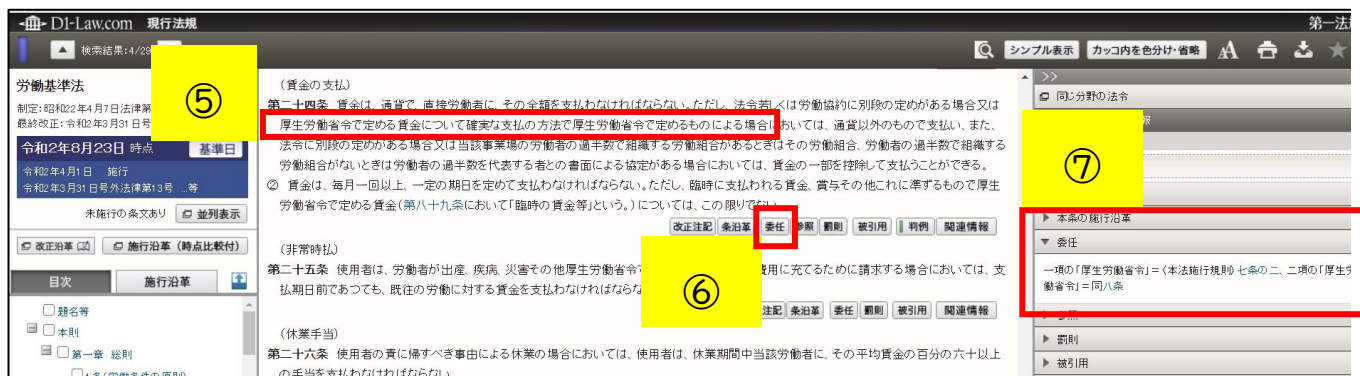
※以下に掲載する画像は、データベース「D1-Law.com」の操作画面を一部抜粋し、説明用に加工したものです。

➤ 労働基準法第24条を例にします。

- ①第24条第一項に「法令もしくは労働協約に別段の定めがある場合」とあり、他法令を参照する必要があることが分かります。
- ②この「法令」の「別段の定め」を確認したい場合、条文下の「参照」ボタンをクリックします。
- ③画面右側に、参照すべき法令名及び条文番号が表示されます。

④上記③で示された参照情報のうち、確認したい法令の条文番号をクリックすると、別ウィンドウで直接、該当の条文が表示されます。

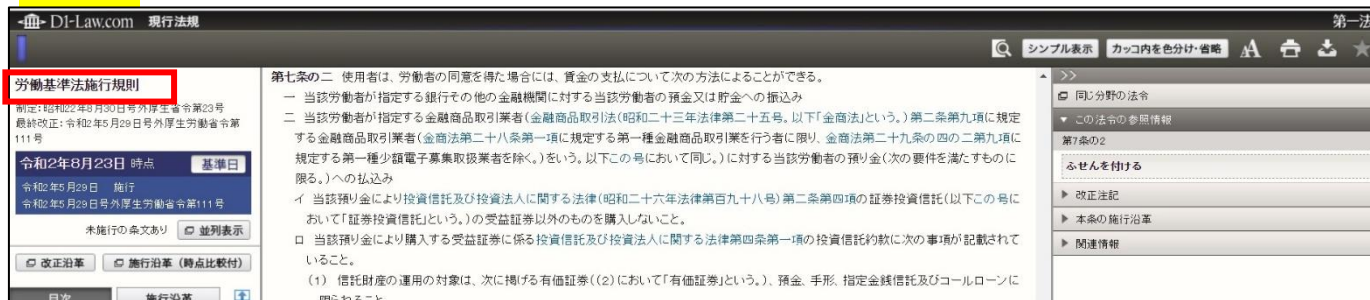
(ここでは、船員法第53条を選択しました。)



⑤第24条第一項には、上記の他法令への参照と共に、「厚生労働省令で定める…場合」とあり、下位法令に「委任」していることが分かります。

⑥この場合は、条文下の「委任」ボタンをクリックします。

⑦画面右側に、委任された法令名及び条文番号が表示されます。



⑧上記④「参照」の場合と同様に、確認したい法令の条文番号をクリックすると、別ウィンドウで直接、該当の条文が表示されます。

(ここでは、労働基準法施行規則第7条の2を表示させました。)